改正後	改正前
（生きているなど個体の持込みが禁止されない場合等） **第二十条**　（略） 2　法第十四条第一項の環境省令で定める場合は、南極地域に持ち込む個体が家きん又は*Canis*属（イヌ属）の種の個体以外のものである場合とする。 **別記**（第一条関係） 第四十南極特別保護地区 サウス・シェトランド諸島のデセプション島 この地区は、南緯62度59分47秒西経60度35分19秒の地点を起点とし、同地点から標高10メートルの等高線を南東に進み、南緯62度59分50秒西経60度33分55秒の地点に至り、同地点から東方、北から172度の方角に引いた直線を南進し、南緯63度６秒西経60度33分51秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯63度16秒西経60度34分27秒の地点に至り、同地点から標高230メートルの等高線を北西に進み、南緯63度６秒西経60度35分15秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度58分52秒西経60度40分21秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から68度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度58分48秒西経60度39分57秒の地点に至り、同地点から東方、北から124度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分50秒西経60度39分48秒の地点に至り、同地点から西方、北から165度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分57秒西経60度39分52秒の地点に至り、同地点から稜線を南東に進み、南緯62度59分13秒西経60度39分52秒の地点に至り、同地点から東方、北から170度の方角に引いた直線を南進し、南緯62度59分19秒西経60度39分49秒の地点に至り、同地点から西方、北から78度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯62度59分16秒西経60度40分16秒の地点に至り、同地点から西方、北から33度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯62度59分５秒西経60度40分31秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度58分27秒西経60度42分28秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から48度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度58分29秒西経60度42分33秒の地点に至り、同地点から東方、北から130度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分25秒西経60度42分51秒の地点に至り、同地点から西方、北から119度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分33秒西経60度42分12秒の地点に至り、同地点から西方、北から42度の方角に引いた直線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分42秒西経60度43分５秒の地点を起点とし、同地点から標高10メートルの等高線を南進し、南緯62度58分４秒西経60度42分42秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、南緯62度57分53秒西経60度43分８秒の地点に至り、同地点から稜線を北に進み、南緯62度57分43秒西経60度43分13秒の地点に至り、同地点から南緯62度57分43秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分53秒の緯度線、西経60度44分３秒の経度線、南	（生きているなど個体の持込みが禁止されない場合等） **第二十条**　（略） 2　法第十四条第一項の環境省令で定める場合は、南極地域に持ち込む個体が家きん又はカニス属の種の個体以外のものである場合とする。 **別記**（第一条関係） 第四十南極特別保護地区 サウス・シェトランド諸島のデセプション島 この地区は、南緯62度59分47秒西経60度35分19秒の地点を起点とし、同地点から標高10メートルの等高線を南東に進み、南緯62度59分50秒西経60度33分55秒の地点に至り、同地点から東方、北から172度の方角に引いた直線を南進し、南緯63度６秒西経60度33分51秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯63度16秒西経60度34分27秒の地点に至り、同地点から標高230メートルの等高線を北西に進み、南緯63度６秒西経60度35分15秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度58分52秒西経60度40分21秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から68度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度58分48秒西経60度39分57秒の地点に至り、同地点から東方、北から124度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分50秒西経60度39分48秒の地点に至り、同地点から西方、北から165度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分57秒西経60度39分52秒の地点に至り、同地点から稜線を南東に進み、南緯62度59分13秒西経60度39分52秒の地点に至り、同地点から東方、北から170度の方角に引いた直線を南進し、南緯62度59分19秒西経60度39分49秒の地点に至り、同地点から西方、北から78度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯62度59分16秒西経60度40分16秒の地点に至り、同地点から西方、北から33度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯62度59分５秒西経60度40分31秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度58分27秒西経60度42分28秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から48度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度58分29秒西経60度42分33秒の地点に至り、同地点から東方、北から130度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分25秒西経60度42分51秒の地点に至り、同地点から西方、北から119度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分33秒西経60度42分12秒の地点に至り、同地点から西方、北から42度の方角に引いた直線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分42秒西経60度43分５秒の地点を起点とし、同地点から標高10メートルの等高線を南進し、南緯62度58分４秒西経60度42分42秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、南緯62度57分53秒西経60度43分８秒の地点に至り、同地点から稜線を北に進み、南緯62度57分43秒西経60度43分13秒の地点に至り、同地点から南緯62度57分43秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分53秒の緯度線、西経60度44分３秒の経度線、南